資料５

議題５　臨時運行許可番号標等の未返却者への対応について（豊田市提出）

市名	回答 （１）未返却者への督促の方法
名古屋市	有効期間満了後１週目・２週目は電話による督促を実施し、有効期間満了後３週目・４週目は郵便による督促を実施する。なお返却されない場合は実地調査を行い、積極的に回収につとめる。 相当期間に渡って故意に返納しない場合などの悪質なケースについては、所管警察署へ告発するなど適切な処置をとる。
豊橋市	豊田市同様、電話や文書での督促、訪問回収を実施している。明確な基準はないが、およそ返納期限後３か月返納がない場合、失効とする。
岡崎市	①電話がつながれば、返却日時を決め返却させる。②つながらない場合は文書送付する。③連絡もしくは文書送付時の指定期日でも返却がない場合は引き続き督促を行う。④概ね３ヵ月程度を目安に回収不能として無効告示としている。
一宮市	（１）返却期日を一定期間過ぎても返却がない場合、電話による督促を行う （２）電話督促によって返却がない場合は文書により督促を行う。なおも返却がない場合は繰り返す。督促文書の内容は、段階に応じて警告的意味合いを強めている。 （道路運送車両法上の罰則規定への言及や警察への告発手続きを行う可能性への言及など）
瀬戸市	瀬戸市においても、臨時運行許可番号標等の未返却者へは、電話や文書での催促、訪問回収を行っておりますが、数件の未回収が発生しています。 未返却を未然に防ぐため、返却遅延者には遅延理由書の提出を求めています。 警察への依頼実績はありません。
半田市	返却期限を過ぎた時点で電話連絡する。それでも返却がされない場合は文書催告（１か月を目途）を実施。
春日井市	①電話による督促（数回電話します） ②文書による催告（１通）、その後、督促（１通） ③文書に反応がなければ、訪問等の実態調査 【令和２年度実績】督促件数：９件、（内、２件は最終的に失効公告） ※当市でも、未返却者への対応に苦慮しています。
豊川市	貴市と同様で、未返却者に対して、電話、督促の文書を送付しています。なお、返却に平日時間外、土日祝に日直室で受け取りの対応し、返却しやすい環境を整えています。
津島市	臨時運行許可番号標等の未返却者へは、電話や文書での督促をする。尚、まだ返却されない場合は少し強い内容の督促を再度送る。（令和２年度は未回収０件）
碧南市	貸出期間終了後、1週間経過しても返却がない場合は電話による督促を行っている。電話による督促後も応じない場合は手紙にて督促を行う。
刈谷市	臨時運行許可番号標等の未返却者へは電話や文書での督促、訪問回収の実施を行っています。
豊田市	返納期限の５日後から電話督促を行い、番号標の返却や失効がされるまで、督促状を毎月送付している。また、督促状を何度送付しても返却されない場合は、訪問回収を実施している。（回収場所が県外の場合は行っていない。）
安城市	豊田市と同様で、電話や文書での督促、訪問回収を行っています。 警察署への協力依頼等は行っていませんが、上記以外の方法をとっている市があれば参考にさせていただきたいと思います。
西尾市	①　返却催促の電話 ②　電話不通であれば、返納通知（封書） ③　①と②の後、返納なければ回収不能とし、許可番号標（仮ナンバー）を失効する

議題５　臨時運行許可番号標等の未返却者への対応について（豊田市提出）

市名	回答
	（１）未返却者への督促の方法
蒲　郡　市	電話や文書での督促、訪問回収のみの実施です。こちらの方法で回収できない場合は、無効告示を行っています。警察署への協力依頼の実施実績はありません。
犬　山　市	期日を過ぎても返納のない場合、まず電話連絡による督促を行なっている。督促に応じない場合や連絡が取れない場合は文書による督促を行う。文書による督促に反応がない場合、住所地を訪問する。住所地を訪問しても面会できない場合等は、番号票の失効の告示を行う等の対応となる。
常　滑　市	期限を５日すぎたら電話で連絡をします。 返却されない場合は、再度電話をしたり、文書で通知をします。
江　南　市	電話と文書での督促を行っている。
小　牧　市	期限までに返却が無い者については、期限後５日経過時に電話による督促、１４日経過時に文書による督促、１ケ月経過時に文書による催告を行います。それでも返却が無い場合は失効の告示をし、管轄警察署及び自動車検査登録事務所へ通知します。
稲　沢　市	①返納期限を過ぎたものは電話にて連絡をする。 ②連絡が取れない又は、連絡したが返納がない申請者には返納督促書を送付する。 ③送付後も返納・連絡がない場合は、告発手続もある旨を記載した返納督促書を再送付する。　※Ｒ２からＲ３現在までに②の返納督促書を３件送付し、全て返納済みである。なお、返納時には顛末書にて遅延理由を提出していただく。
新　城　市	電話、文書等による督促 警察署への協力依頼（実績なし）
東　海　市	当課では臨時運行許可番号標に関する事務を取り扱っていない。
大　府　市	返却期限を過ぎても未返却の場合は、電話で督促します。それでも返却されない場合は、文書での督促をします。それでも返却されない場合は、訪問回収の実施をします。警察署への協力依頼は、検討していません。
知　多　市	未返却者へは、電話や文書にて督促を行い、返答が無い場合は訪問を実施しております。紛失が判明した場合は、貸与者に紛失手続きをさせるとともに、当該許可番号標を失効しております。 現在、失効をせず未返却のままとなっている事例はありません。
知　立　市	未返却者へは電話と文書での通知・督促を実施している。
尾 張 旭 市	電話及び文書にて督促する。
高　浜　市	未返却者に対して、電話での督促を行うことで、回収している。
岩　倉　市	電話及び文書で催促を実地していますが、未回収は年２，３件あります。　警察への協力依頼は行っていません。
豊　明　市	未返却者に電話や文書で3回督促して返却されない場合は、失効告知し、愛知運輸支局長と愛知警察署長あてに失効通知をします。
日　進　市	申請書に記載されている電話番号に電話をかける 申請書に記載されている住所に催促の通知を送る
田　原　市	電話や文書での督促のみで対応しています。
愛　西　市	主に電話での督促を実施している。
清　須　市	電話、文書での督促

議題５　臨時運行許可番号標等の未返却者への対応について（豊田市提出）

市名	回答 （１）未返却者への督促の方法
北名古屋市	（当市では税務課が担当） 未返却者については、貴市と同じように電話や文書での督促、訪問回収の実施を行っています。それでも回収できないケースはどうしても発生し、対応に苦慮しています。 なお、警察署への協力依頼を行ったことはありません。
弥　富　市	弥富市では、豊田市と同じく電話や文書での督促、訪問回収を実施している。
みよし市	期限までに返納がない遅延者には電話、文書により催告する。電話、文書により催告しても返納されないとき又は受取人不明等により催告文書が返戻されたときは、許可を受けた者の所在地等の現地調査を行う。
あ　ま　市	返却が遅れている場合には、電話で督促、連絡がつかない場合や連絡後しばらくしても返納しない場合は文書にて督促している。宛所なしの場合は住民票を公用請求して住所を確認し、督促する。場合によっては本人の自宅に直接訪問して督促する。３回目の文書での督促で返納されない場合は公用で住民票を請求し、住所を確認して内容証明郵便で督促する。返納がない場合は告訴する。※今まで告訴したことはない。
長久手市	貴市と同じく、電話や文書での督促をしております。当市としては、これらの方法で返却されなかった事例はありません。 しかし、返却期限を過ぎ、連絡をしても電話が繋がらない、督促文書の反応がないなど、返却の意思がみられず、悪質であると判断した場合は、今後当市での貸出しを拒否することがあります。